

# 令和8年

## 北海道日本ハムファイターズ恵庭後援会総会（案）

- 
- 1 報告第1号 令和7年事業報告について
  - 2 報告第2号 令和7年収支決算報告について
  - 3 報告第3号 令和7年会計監査報告について
  - 4 議案第1号 令和8年事業計画(案)について
  - 5 議案第2号 令和8年収支予算(案)について

※参考資料 規約 別紙



# 1. 報告第1号 令和7年 日本ハムファイターズ恵庭後援会 事業報告

## 1 事 業

### (1) 「開幕戦ペアチケット抽選事業」

- ・日 時 令和7年4月2日（水）18:30～（VS 福岡ソフトバンクホークス）
- ・抽選方法 令和7年1月20日（月）役員会の席上黒田会長が全会員の中から抽出
- ・当選者 10ペア

### (2) 2025 北海道日本ハムファイターズ後援会エスコンフィールド観戦チケットの寄贈提供事業

- ・日 時 令和7年8月7日（木）14:00～（VS 埼玉西武）
- ・場 所 エスコンフィールド HOKKAIDO
- ・参 加 者 恵庭野球少年団、監督、コーチ、保護者（総人65人）

\* 後援会の地域貢献活動につなげることを目的に地元の子供たちを試合観戦に招待するため、ファイターズ後援会事務局からのエスコンフィールド観戦チケットの寄贈提供に申し込みし、恵庭野球少年団に指定席チケット最大枚数の40枚寄贈された。（残りの25枚は大人料金で恵庭野球少年団が購入。）

### (3) 野球教室

- ・日 時 令和7年6月22日（土）9:00～12:00
- ・場 所 福住屋内運動広場
- ・参 加 者 市内野球少年団67名（5年生37名、6年生30名）

\* 当日、前日の雨が少し残っていたことから、参加児童の健康管理を重視し急遽屋内施設で実施

\* 北海道日本ハムファイターズ ベースボールアカデミーコーチの、市川 卓 コーチ・吉田 侑樹 コーチによる野球教室を開催。ファイターズより参加団員に記念品（ファイターズキャップ）とドリンクの提供。

\* 協賛の山崎製パンよりパンの提供、日ハム恵庭後援会としてドリンクの提供。

### (4) 応援活動事業（応援観戦ツアー）

- ・日 時 令和7年7月11日（金）15:00～練習見学 18:00～ VS オリックス
- ・場 所 エスコンフィールド HOKKAIDO
- ・参 加 者 23名（後援会会員11名、会員の家族等9名、事務局3名）

## 2 会 議

### (1) 総会 書面表決 令和7年1月31日

(2) 北海道日本ハムファイターズ「後援会全体総会」

・日 時 令和7年3月29日（土） 13時～14時 全体総会  
14時～16時 懇親会

・会 場 エスコンフィールド

・そ の 他 参加枠が1名に対して公募した結果本会の会員2名から参加希望があったことから、事務局において抽選し1名を決定。

(3) 恵庭市「日本ハムファイターズ新ファーム施設誘致期成会設立会議

・日 時 令和7年7月9日（水） 18時

・会 場 恵庭商工会議所

・本会出席者 三和理事

・主協力内容 誘致に係る署名活動（7月10日～9月10日）

スポーツ協会として延べ10日間、延べ20名が署名活動の協力

<署名総数> 49, 916筆

以上

## 令和7年 日本ハムファイターズ恵庭後援会 収支決算書

### 【 収入の部 】

科 目	予算額 (a)	決算額 (b)	比 較 (b-a)	摘要	要
会 費 収 入	63,500	62,500	▲ 1,000		
FAV 入 会 費	13,500	4,500	▲ 9,000	@4,500円 (年会費3,900円+FAVカード600円)	
後援会年会費	50,000	58,000	8,000	@1,000円	
協 賛 金 収 入	200,000	220,000	20,000	市内企業協賛広告代	
事 業 費 収 入	140,000	87,000	▲ 53,000		
野 球 教 室	50,000	67,000	17,000	@1,000円	
観 戦 ツ ア ル	40,000	20,000	▲ 20,000	1,000円*20名	
交 流 事 業	50,000	0	▲ 50,000		
そ の 他 収 入	827	188,307	187,480	北洋銀行利息ほか	
前 年 度 繰 越 金	295,673	295,673	0		
合 計	700,000	853,480	153,480		

### 【 支出の部 】

科 目	予算額 (a)	決算額 (b)	比 較 (b-a)	摘要	要
事 務 費	20,000	13,571	▲ 6,429	消耗品代、コピー代、振込手数料等	
会 議 費	5,000	0	▲ 5,000	会議室利用代等	
通 信 費	5,000	5,520	520	郵便代	
事 業 費	510,000	288,600	▲ 221,400		
野 球 教 室	250,000	228,600	▲ 21,400	会場使用料・コーチ指導代等	
観 戦 ツ ア ル	160,000	60,000	▲ 100,000	チケット代 グループチケット 3,000円*20名	
交 流 事 業	100,000	0	▲ 100,000		
後 援 会 グ ッ ツ 代	0	61,600	61,600	後援会タオル(協賛広告者お礼)	
F A V 入 会 費	10,500	3,500	▲ 7,000	(株)ファイターズスポーツ&エンターテイメント	
チ ケ ッ ト 代	70,000	258,000	188,000		
旅 費	0	3,540	3,540	観戦ツアー交通費	
保 險 代	5,000	0	▲ 5,000		
予 備 費	74,500	0	▲ 74,500		
合 計	700,000	634,331	▲ 65,669		

収入額	支出額	残 高
853,480円	634,331円	219,149円

## 報告第3号 令和7年会計監査報告について

令和7年、北海道日本ハムファイターズ恵庭後援会会計について、収入・支出に係る現金出納簿、証拠書類並びに預金通帳を監査した結果、会計処理が適切に執行されていることを確認しましたので報告します。

令和 8 年 2 月 3 日

北海道日本ハムファイターズ恵庭後援会

監査 尾谷 敏利



監査 清水 亮一



## 議案第1号 令和8年 事業計画(案)について

### 1 事 業

#### (1) 野球教室

- ・と き 未定
- ・場 所 恵庭公園野球場か恵み野中央公園野球場  
\*悪天候時 福住屋内運動広場
- ・対 象 恵庭野球少年団員

#### (2) 応援活動事業

- ・と き 年2回実施予定
  - ① 5月～9月 練習見学含む観戦ツアー
  - ② 11月 CS観戦ツアー
- ・場 所 エスコンフィールド HOKKAIDO

#### (3) 日本ハム新ファーム施設誘致成功観戦ペアチケット抽選事業

- ・と き 未定
- ・場 所 エスコンフィールド HOKKAIDO
- ・内 容 抽選で無料チケットプレゼント

### 2 会 議

- (1) 総会………令和8年1月末日書面表決
- (2) 役員会………令和9年1月 \*役員改選年

※具体的な実施日程及び内容については、日本ハムファイターズ事業スケジュールが公表された時点での検討する。

## 令和8年 北海道日本ハムファイターズ恵庭後援会 収支予算(案)

### 【 収入の部 】

単位:円

科 目	本年度予算額 (a)	前年度予算額 (b)	差引増減 (b-a)	摘要	要
会 費 収 入	63,500	63,500	0		
FAV 入 会 費	13,500	13,500	0	@4,500円 (年会費3,900円+FAVカード600円) *3名	
後援会年会費	50,000	50,000	0	@1,000円*50名	
協 賛 金 収 入	200,000	200,000	0	野球教室協賛広告料	
事 業 費 収 入	210,000	140,000	70,000		
野 球 教 室	50,000	50,000	0	@1,000円*50名	
観 戰 ツ ア ー	160,000	40,000	120,000		
交 流 事 業	0	50,000	▲ 50,000		
そ の 他 収 入	827	827	0	北洋銀行利息	
前 年 度 繰 越 金	219,149	295,673	▲ 76,524		
合 計	693,476	700,000	▲ 6,524		

### 【 支出の部 】

単位:円

科 目	本年度予算額 (a)	前年度予算額 (b)	差引増減 (b-a)	摘要	要
事 務 費	20,000	20,000	0	コピー代、振込手数料等	
会 議 費	5,000	5,000	0	会議室利用代等	
通 信 費	10,000	5,000	5,000	郵便代	
事 業 費	450,000	510,000	▲ 60,000		
野 球 教 室	250,000	250,000	0	会場使用料・コーチ指導代等	
観 戦 ツ ア ー	200,000	160,000	40,000	チケット代	
交 流 事 業	0	100,000	▲ 100,000	講演会、総会等	
F A V 入 会 費	10,500	10,500	0	(株)ファイターズスポーツ&エンターテイメント	
チ ケ ッ ト 代	140,000	70,000		開幕シリーズ 3,500円*10組*2名 CSシリーズ 3,500円*10組*2名	
保 險 代	0	5,000	▲ 5,000		
予 備 費	64,500	74,500	▲ 10,000		
合 計	700,000	700,000	0		

# 北海道日本ハムファイターズ恵庭後援会役員名簿

役 職	氏 名	摘 要
顧 問	原 田 裕	恵庭市長

役 職	氏 名	摘 要
会 長	黒 田 雅 史	商工会議所副会頭/野球少年団指導
副会長	市 川 慎 二	軟式野球連盟会長/市議会議員
副会長	五十嵐 務	野球少年団指導/商店街関係
理 事	佐 藤 達 也	道新販売店/野球教室関係
理 事	濱 崎 裕 史	野球指導関係
理 事	横 岡 喜 紀	富士交通株式会社 取締役総務部長
理 事	三 和 清 春	軟式野球連盟理事長/野球指導関係
理 事	石 川 義 晴	スポーツ協会専務理事
監 察	尾 谷 俊 利	道新販売店/商店街関係
監 察	清 水 為 一	軟式野球連盟事務局長/野球教室関係

事務局長	中陳 法仁	スポーツ協会 事務局長
事務局	平澤 奈美	スポーツ協会 総務課長
事務局	畠山 世理	スポーツ協会 事務局員

(任期:令和7年1月1日～令和8年12月31日)

# 北海道日本ハムファイターズ恵庭後援会会則

## (名 称)

第1条 本後援会の名称は、北海道日本ハムファイターズ恵庭後援会（以下「本会」という。）と称し、事務局をNPO法人恵庭市スポーツ協会（北海道恵庭市黄金中央 5 丁目 199-2 恵庭市総合体育館内）に置く。

## (目 的)

第2条 本会は、北海道日本ハムファイターズ（以下「ファイターズ」という。）の後援を通じて、地域の活性化及び青少年育成を支援し、ファイターズとともに活動していくことを目的とする。

## (活 動)

第3条 本会の活動は、以下のとおりとする。

- (1) ファイターズの応援、球場での団体観戦
- (2) ファイターズファンの拡大と本会への加入促進
- (3) ファイターズ及び本会の活動の広報・宣伝
- (4) 会員相互の親睦
- (5) 地域活性化及び青少年の健全育成に関する活動（野球教室・交流会・講演会など）
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な活動

## (入 会)

第4条 本会の入会する者は、以下のとおりとする。

- (1) 前条の目的・活動内容に賛同できる人
- (2) 各後援会事務局と連絡が取れる人（氏名・住所・電話番号・メールアドレス等の提示）
- (3) 営利や他の目的に利用しない人
- (4) 暴力団等の反社会的勢力の構成員もしくは構成員等と関係がない人

## (会 員)

第5条 本会の会員は以下のことを満たすものとする

- (1) 会員は、必ず北海道日本ハムファイターズオフィシャルファンクラブ FAV（以下「FAV」という。）に入会しなければならない。
- (2) 会員は、本会と FAV が別の組織であることを確認する。
- (3) 会員は、各球場の規則を守り、係員の指示に従う。

- (4) 会員は、応援マナーを守り、周りのお客様と協力して楽しい観戦を行う。
- (5) 会員は、ファイターズ及び後援会を利用した営利活動は行わない。
- (6) 会員の入会承認、罷免、除名権限は役員会が有する。
- (7) 会員は、会員の住んでいる地域以外の後援会に入会することができない。ただし、住んでいる地域に後援会が無い場合は、近隣地域の後援会の入会を認める。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名以上3名以下
- (3) 理事 4名以上7名以下
- (4) 監査 2名

その他必要に応じ、会長が指名するものを役員会に加えることができる。

(役員の任務)

第7条 役員の任務は以下のとおりとする。

- (1) 会長は、各後援会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時にはこれを代行する。
- (3) 理事は、企画運営について立案及び運営を行う。
- (4) 監査は、本会の業務と会計を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は以下のとおりとする。

- (1) 役員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。
- (2) 本業での転勤及びやむを得ない理由により役員に欠員が生じたときは補充役員を会長が指名し、役員会で承認する。ただし、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第9条 各後援会に顧問及び相談役を置くことができる。顧問及び相談役は、総会により会長がこれを委嘱する。

(総会、役員会)

第10条 本会の総会は、次のとおり行う。

- (1) 総会は、年1回の開催とする。ただし、会長が必要と認めた時は臨時総会を開くことができる。
- (2) 総会は、会則、事業計画、予算、決算、役員の選出及びその他必要事項を決定する。

- (3) 総会は、会員の出席をもって構成し、議長は会長があたる。
  - (4) 議決は、全出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決める。
- 2 本会の役員会は、必要事項の協議、推進にあたり総会の議決に従い会務を処理する。
- (1) 役員会は、第6条第1項から第4項までに掲げる役員をもって構成する。
  - (2) 役員会は、前項第2号の議事事項を決議するほか、後援会の業務を執行し、必要な都度開催する。
  - (3) 役員会における議決は、全出席者の過半数の賛成により決する。

#### (会 費)

第11条 本会の会費は、後援会年会費1,000円とFAV年会費3,900円を合わせて年額4,900円とする。ただし、初年度はFAV年会費にFAVカード代600円が加算される。

- 2. その他特別な場合、会員の承認を得て特別会費の徴収を行う場合がある。
- 3. 年度途中で退会する場合は、年会費の返金はないものとする。

#### (会 計)

第12条 本会の会計は、会費及びその他の収入により賄う。

2. 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終了する。

#### (罷免及び強制除名、退会)

- 第13条 次に該当する会員は、役員会承認のもと罷免、強制除名又は退会とする。
- (1) 本会の会則に違反した場合。
  - (2) 罪を犯し、又はそれに關わった場合。
  - (3) ファイターズ及び本会を利用し、営利目的の活動並びに会の名誉を著しく傷つける行為を行った場合。
  - (4) 観戦マナーが著しく悪く、注意を即しても他人に迷惑をかけた場合。
  - (5) 本人から退会届けが提出された場合。
  - (6) 本人が死亡した場合。
  - (7) 期日までに本会年会費を納入しない場合。
  - (8) 会員が暴力団等の反社会的勢力の構成員や構成員等と関係していた場合。

#### (免 責)

第14条 本会は、本会の活動中に、会員又は第三者が被った損害等に対し、一切の責任及び損害賠償義務を負わない。

2. ファイターズは、本会の活動中に、会員又は第三者が被った損害等に対し、一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとする。

(附 則)

この会則に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は役員会により協議し、会長がこれを定める。

(個人情報について)

- (1) 本会への入会申込時にご提供いただいた個人情報は、原則として本会事業の運営以外には使用いたしません。
- (2) 本会では、業務を円滑に遂行する上で、業務の一部を委託先に委託し、当該委託先に個人情報を委託する場合があります。この場合には委託先に対し、個人情報の取扱いに関する守秘義務の締結や適切な監督を行います。
- (3) 本会は、ご本人からあらかじめ同意を得ている場合、及び委託先に個人情報を預託する場合、又は以下のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を第三者へ開示または提供をいたしません。
  - ア. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、ご本人の同意を得ることが困難な場合
  - イ. 法令に基づき開示・提供を求められた場合

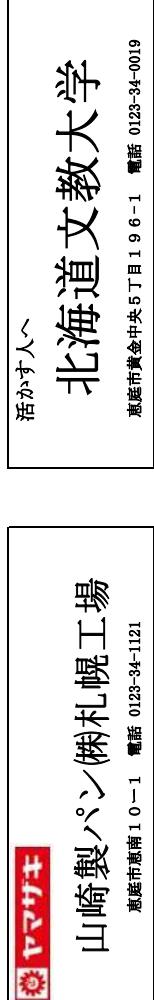
この会則は、令和3年1月28日から施行する。

この会則は、令和6年2月1日から一部改正施行する。

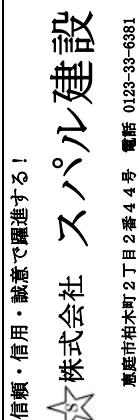
私たちは「北海道日本ハムファイターズ恵庭後援会」の活動を応援し協賛いたしました。



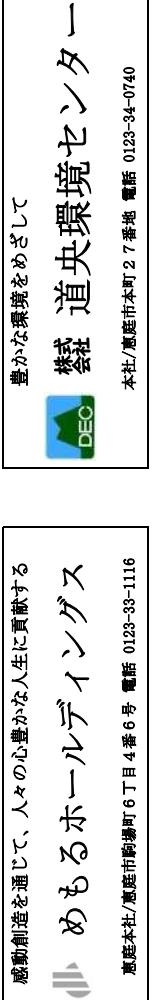
高める 信頼と技術



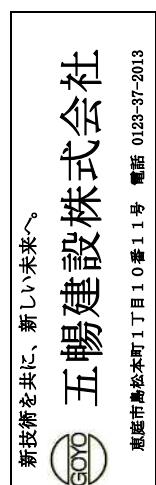
新しい未来へ。



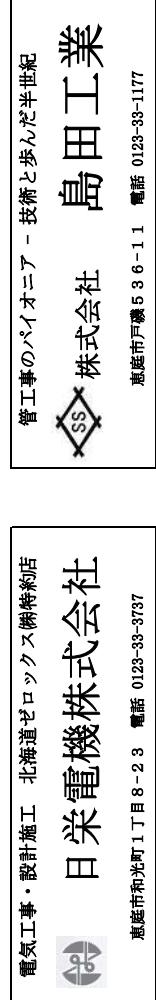
街の未来を照らす



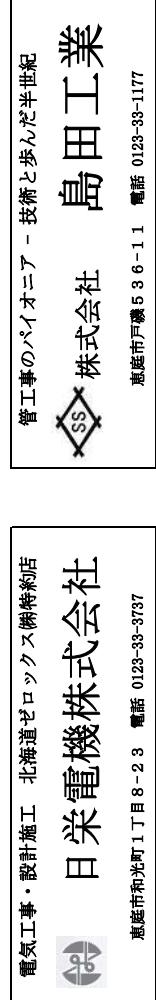
信頼・信用・誠意で躍進する！



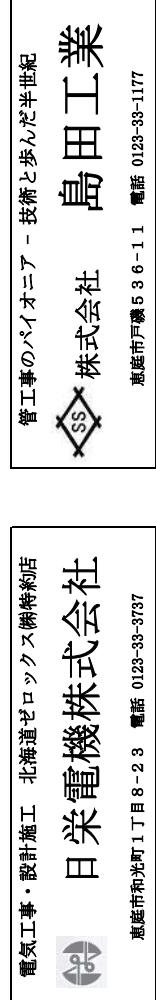
街の未来を照らす



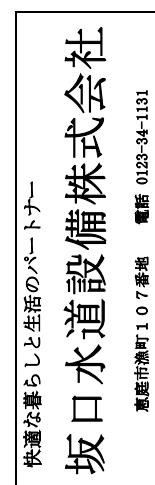
豊かな環境をめざして



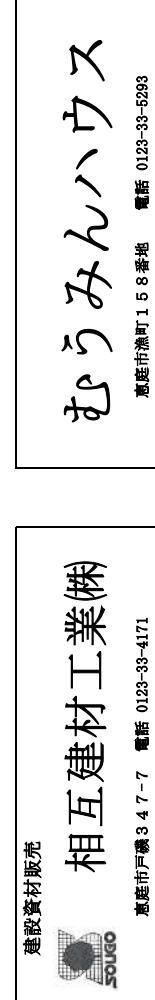
管工事のバイオニア－技術と歩んだ半世紀



電気工事・設計施工 北海道セロックス株特約店



水廻りのことならおまかせください！



建設資材販売



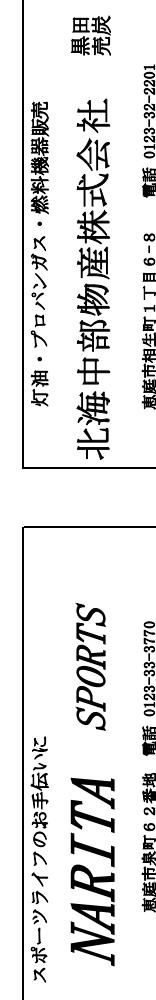
スポーツライフのお手伝いに



石油・プロパンガス・燃料機器販売



塗装のことならなんでもご相談ください



地域に根ざした町の水道屋



FIGHTER'S  
后援会